

「さいたま市放課後子ども居場所事業と 放課後児童クラブの整備に係る 基本方針（案）」について

子ども未来局 子育て未来部 放課後児童課

審議事項

「さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針（案）」の策定について

資料の構成

- 1 これまでの経緯
 - (1) 基本方針策定の経緯
 - (2) 前回の都市経営戦略会議（令和6年8月21日開催）の審議結果
- 2 基本方針の策定にあたって
 - (1) モデル事業の検証結果
 - (2) 検証結果を踏まえた課題と対策
- 3 さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針（案）
- 4 今後のスケジュール

1 これまでの経緯

(1) 基本方針策定の経緯

- これまで本市の放課後児童対策は、平成24年策定の「さいたま市の放課後児童クラブのあり方」を基に取り組んできた。
- しかし、**これまでの対応方針では早急な待機児童の解消が困難**であったため、新たな施策として令和6年度から「さいたま市放課後子ども居場所事業」の**モデル事業を実施**。
- モデル事業の検証結果を踏まえ**、これからの放課後児童対策として新たな方針を定めるもの。

(2) 前回の都市経営戦略会議（令和6年8月21日開催）の審議結果

<審議事案>

「（仮称）さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針（**素案**）」について

<審議結果>

「（仮称）さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針（素案）」については、原案のとおり了承とする。

ただし、以下の点に留意すること。

<指示事項>

放課後子ども居場所事業と民設放課後児童クラブの両事業により効果的・効率的に待機児童を解消していくために、放課後子ども居場所事業の導入が、民設放課後児童クラブ等へどのような影響を与えるのか詳細に分析・検討し、**必要な支援策等を検討すること**。

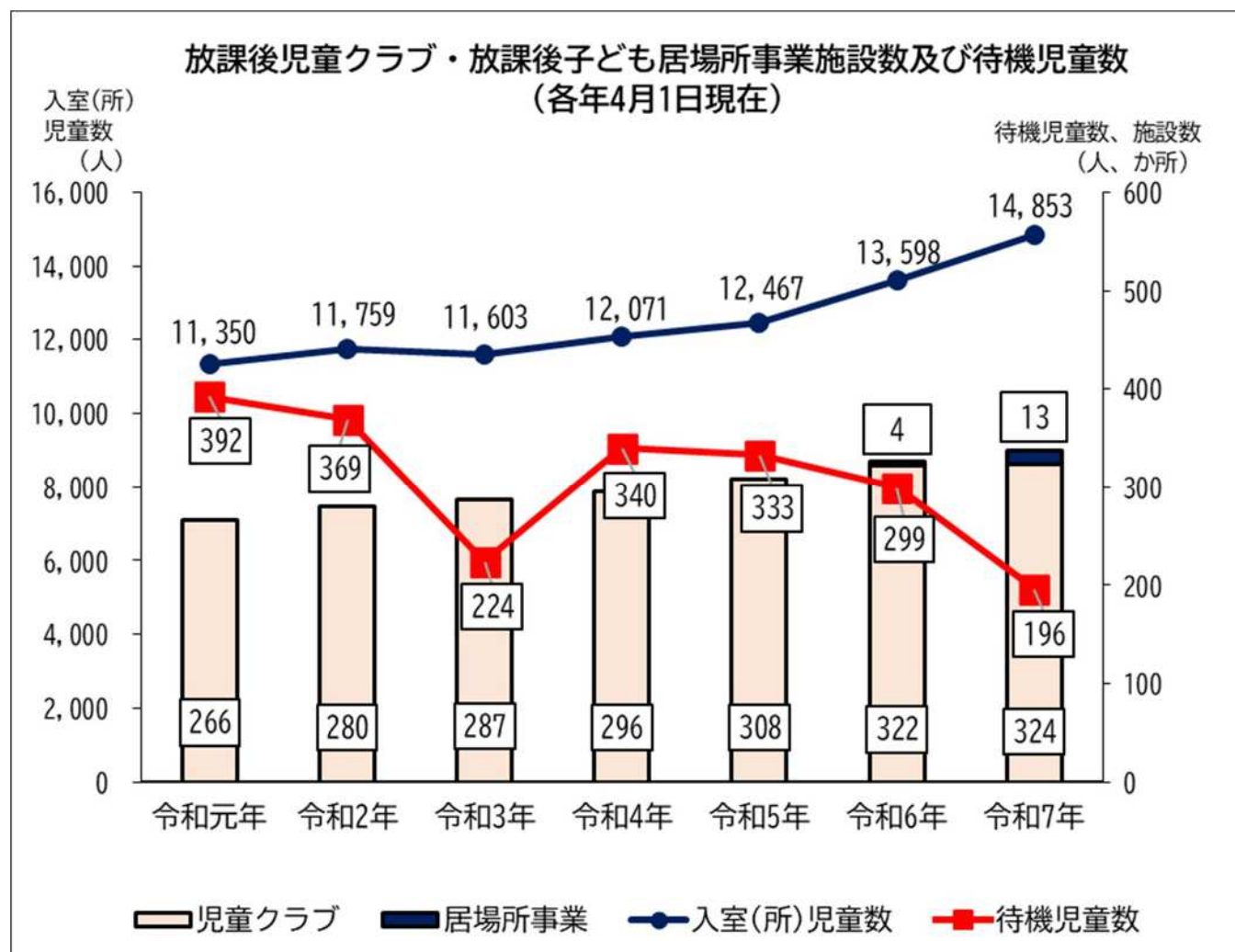


今回の都市経営戦略会議では、**令和6年度のモデル事業の検証結果と前回の都市経営戦略会議の指示事項**を踏まえ、作成した「さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針（**案**）」について御審議をいただく。

2 基本方針の策定にあたって

(1) モデル事業の検証結果

■待機児童の解消への効果《待機児童数の推移》

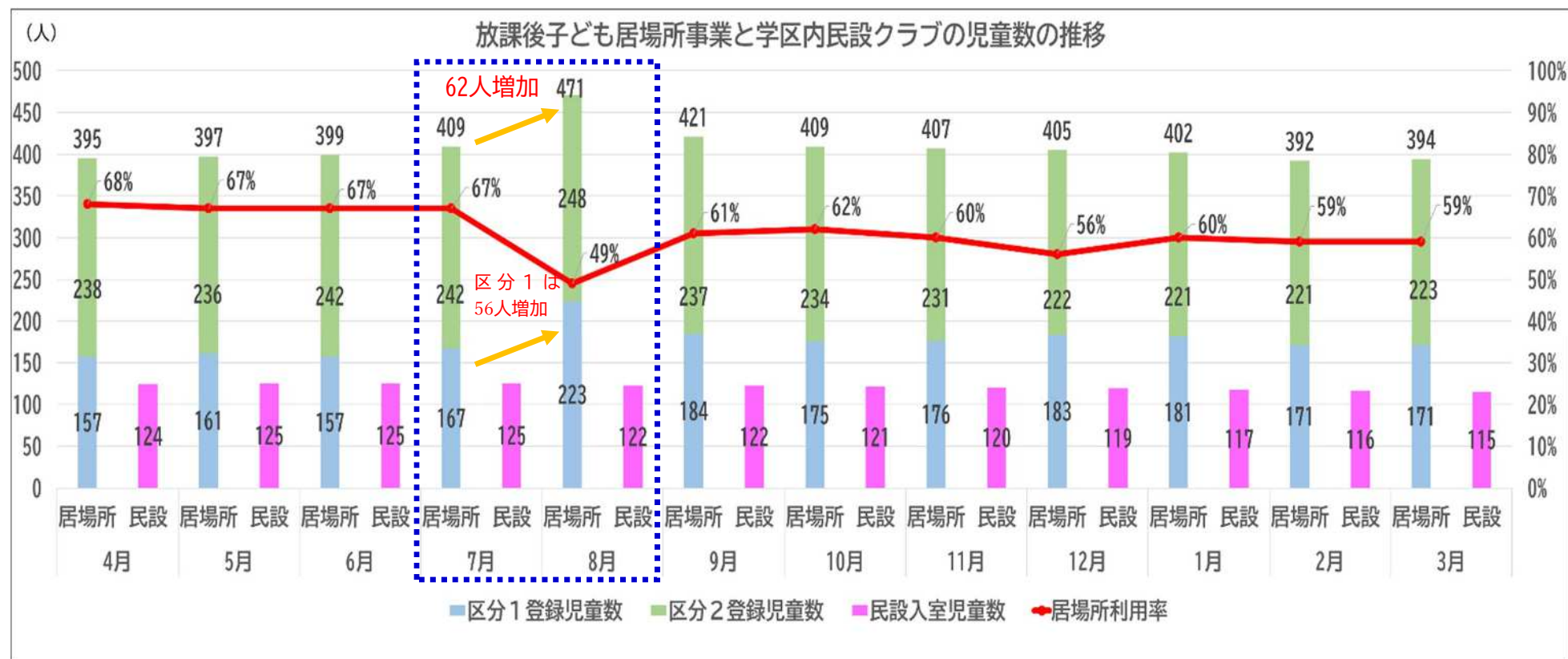


- ・居場所事業の導入と民設クラブの整備により、待機児童数は令和6年度には299人（前年度▲34人）、令和7年度には196人（前年度▲103人）と減少した。
- ・居場所事業の導入は待機児童の解消に効果があるとの結果となった。

2 基本方針の策定にあたって

(1) モデル事業の検証結果

■夏休みなど長期休業中のみの利用ニーズへの効果《児童数の推移》



※区分1：放課後（学校休業日は午前8時）から午後5時までの利用。就労等要件なし。

区分2：放課後（学校休業日は午前8時）から午後7時までの利用。就労等要件あり。

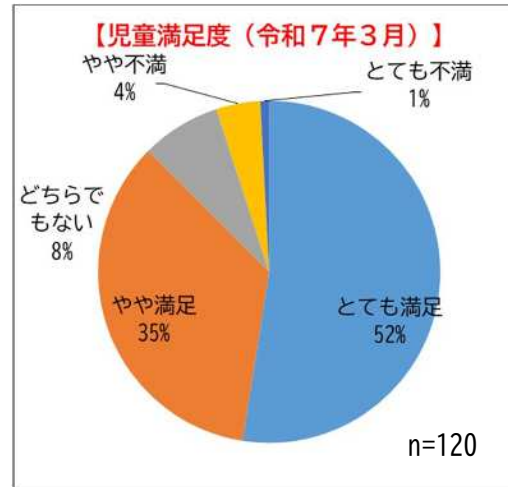
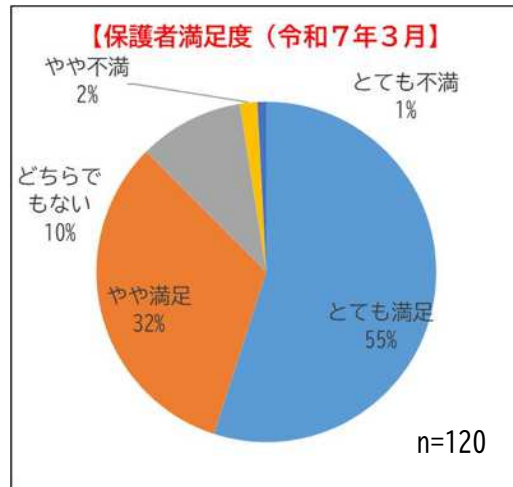
- ・居場所事業の登録児童数が、夏休みである8月において、**62人増加**した。その内、午後5時までの区分1の登録児童数が56人増加と増加した人数の約9割を占めた。
- ・夏休み中の登録児童数は増加したものの、利用率は49%と学期中に比べて低かったため、日々の利用児童数は学期中と同程度となり、運営に支障はなかった。
- ・居場所事業は**夏休みなど長期休業中のみの利用ニーズへの対応にも効果がある**との結果となった。

2 基本方針の策定にあたって

(1) モデル事業の検証結果

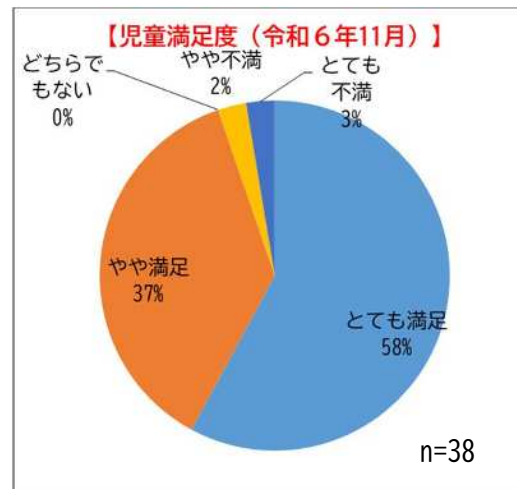
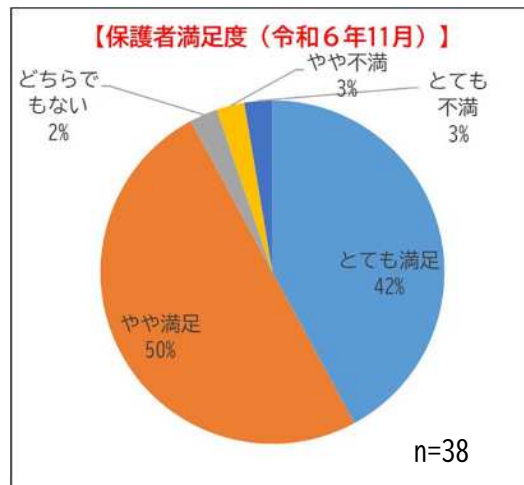
■利用者への効果《利用者アンケートの結果》

居場所事業の満足度



- ・居場所事業と民設クラブの両事業で満足度が高かった。
- ・多様なニーズに対応するためには、居場所事業と民設クラブの両事業の実施により、児童や保護者が希望する放課後の受け皿を選択できるようにしていく必要があるとの結果となった。

民設クラブ（居場所導入小学校区内）の満足度



2 基本方針の策定にあたって

(1) モデル事業の検証結果

■民設クラブへの影響《入室児童数の推移》

令和6年度導入（4校）の学区内等民設クラブ

【導入1年目】 (単位：人) 【導入2年目】 (単位：人)

導入校	R5.4.1		R6.4.1		増減		
	学区内等クラブ数	入室児童数	学区内等クラブ数	入室児童数	学区内等クラブ数	入室児童数	前年比
栄	1	48	1	48	0	0	100.0%
鈴谷	1	53	2	37	1	▲ 16	69.8%
岸町	4	129	4	130	0	1	100.8%
合計	6	230	7	215	1	▲ 15	93.5%

導入校	R6.4.1		R7.4.1		増減		
	学区内等クラブ数	入室児童数	学区内等クラブ数	入室児童数	学区内等クラブ数	入室児童数	前年比
栄	1	48	1	47	0	▲ 1	97.9%
鈴谷	2	37	2	33	0	▲ 4	89.2%
岸町	4	130	4	136	0	6	104.6%
合計	7	215	7	216	0	1	100.5%

令和7年度導入（9校）の学区内等民設クラブ

【導入1年目】 (単位：人)

導入校	R6.4.1		R7.4.1		増減		
	学区内等クラブ数	入室児童数	学区内等クラブ数	入室児童数	学区内等クラブ数	入室児童数	前年比
与野本町	2	54	2	21	0	▲ 33	38.9%
常盤	4	160	4	113	0	▲ 47	70.6%
針ヶ谷	2	72	2	36	0	▲ 36	50.0%
大谷場東	3	139	3	92	0	▲ 47	66.2%
中尾	1	23	1	22	0	▲ 1	95.7%
道祖土	3	104	3	90	0	▲ 14	86.5%
尾間木	6	199	3	85	▲ 3	▲ 114	42.7%
上里	1	46	1	23	0	▲ 23	50.0%
合計	22	797	19	482	▲ 3	▲ 315	60.5%

- ・ 令和6年度、令和7年度ともに、居場所事業導入校の児童を受入れていた学区内等民設クラブの入室児童数が、導入1年目に大幅に減少した学区が多く見られた。
- ・ また、入室児童数の減少に伴い、これまでの5クラブを2クラブに統合した事例もあった。

2 基本方針の策定にあたって

(2) 検証結果を踏まえた課題と対策

- 居場所事業の導入1年目において、学区内等民設クラブの入室児童数が減少することが確認された。
- 居場所事業導入学区の児童を受け入れていた民設クラブでは「入室児童数減少」が生じたことにより、次のような影響が想定される。
 - ・利用料や委託料の**収入減少**
 - ・クラブで働く人員の余剰による**支出超過**
 - ・クラブの統廃合による**施設の余剰**
- 入室児童数が減少した民設クラブに対して、これらの影響による収支の悪化やクラブ運営からの撤退といった事態を未然に防止し、**児童が安心して利用を継続できるための支援**が必要である。

3 さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針（案）

1 基本的な考え方

素案から変更なし

- ・ **利用を希望する全ての児童に安全・安心な放課後の居場所を提供する**ために、放課後子ども居場所事業と民設放課後児童クラブの両事業により本市の放課後児童対策を実施する。
- ・ 喫緊の課題である**待機児童の早期解消**に取り組む。

2 本市の課題

素案から変更なし

（1）待機児童（※）の解消

- ・ 共働き家庭の増加や子育て世代の社会増等により、**放課後児童クラブの利用ニーズが増加**。
- ・ しかし、民設放課後児童クラブを開設する物件の確保が困難なこともあり、利用ニーズの増加に**整備が追いついていない**。
- ・ **待機児童の解消**は喫緊の課題である。

（2）保護者負担の軽減

- ・ 民設放課後児童クラブの中には、クラブを利用する保護者が運営に携わっているクラブが**約半数**を占めており、クラブを開設するための物件探しやクラブ運営に係る事務などの**保護者負担の軽減**が課題となっている。

（3）多様なニーズへの対応

- ・ 社会情勢の変化に伴う、保護者の**働き方の多様化**により、夏休みなど長期休業中のみや短時間の利用といった放課後の居場所に対する**多様なニーズへの対応**が必要。

※待機児童の定義

本市では公設放課後児童クラブに申し込んだが利用できなかった児童のうち、民設放課後児童クラブを利用していない児童数から民設放課後児童クラブの定員の空き数を除いた人数としている。なお、本市の放課後児童対策を実施するにあたっては、公設放課後児童クラブの申し込みの有無に関わらず放課後児童クラブの利用を希望する全ての児童を対象とすることとする。

3 さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針（案）

3 課題に対する施策

素案から変更なし

(1) 待機児童の解消

- ・放課後子ども居場所事業の導入を基本方針とする
- ・早期に放課後子ども居場所事業の導入が困難な学区は、民設放課後児童クラブを整備

(2) 保護者負担の軽減

- ・放課後子ども居場所事業の導入
- ・民設放課後児童クラブへの支援の拡充

(3) 多様なニーズへの対応

- ・放課後子ども居場所事業と民設放課後児童クラブの両事業により、希望に合った放課後の受け皿を選択可能に

4 整備方針

素案から変更なし

(1) 放課後子ども居場所事業

- ・令和8年度から本格実施とし、令和6年度及び令和7年度モデル事業の検証結果を踏まえながら市域全体へ実施校を展開。
- ・待機児童の生じている学区もしくは待機児童が生じることが見込まれる学区から優先的に導入。
- ・保護者が運営する民設放課後児童クラブが設置されている学校においては、保護者負担軽減の観点から、保護者の意向も踏まえながら導入。
- ・放課後子ども居場所事業には、事業の拠点となる専用室が学校内や近隣地に必要となるため、学校内または近隣地に専用室となる放課後児童クラブ室がない学校は、専用室に転用可能な余裕教室等の確保が可能な学校から導入。
- ・リフレッシュ工事の基本計画が策定済みの学校については、学校運営への影響や児童の安全な動線の確保の観点から、工事期間が終了後に導入。

(2) 民設放課後児童クラブ

- ・放課後子ども居場所事業を早期に導入できない学区に限り、民設放課後児童クラブを整備。

3 さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針（案）

5 民設放課後児童クラブへの支援

支援策追記（下線部分）

- (1) 放課後児童対策の受け皿の1つとして支援。
- (2) 国の補助制度に対応し、委託実施基準の見直しを適切に行うことにより、民設放課後児童クラブの運営の更なる安定化を図る。
- (3) 放課後子ども居場所事業導入に伴う民設放課後児童クラブへの影響に対して、以下のとおり支援を行う。

運営継続のための支援

- 入室児童数減少に伴う利用料及び委託料の減収分を支援（放課後子ども居場所事業導入初年度分）
- 継続するクラブと統合する際に生じる賃借物件の原状回復費用を補助（放課後子ども居場所事業導入から3年以内）
- 施設規模を縮小するための移転費用を補助（放課後子ども居場所事業導入から3年以内）

その他の支援

- ・放課後子ども居場所事業導入に伴い廃止する公設放課後児童クラブの学校敷地外専用施設の貸与
- ・経験豊富な放課後児童支援員等を放課後子ども居場所事業や他の民設放課後児童クラブの運営事業者へ紹介
- ・長期契約物件で運営する民設放課後児童クラブがある学区への放課後子ども居場所事業導入時期を配慮

≪修正前（R6.9月議会報告時点）≫

【現在検討中の支援策の案】

- ・放課後子ども居場所事業導入による影響が生じた民設放課後児童クラブに対する運営継続のための支援措置（経過措置も検討）
- ・放課後子ども居場所事業導入に伴い廃止する公設放課後児童クラブの学校敷地外専用施設の貸与
- ・経験豊富な放課後児童支援員等を、放課後子ども居場所事業の運営事業者へ紹介
- ・長期契約物件で運営する民設放課後児童クラブがある学区への放課後子ども居場所事業導入時期を配慮

※現時点では検討段階のものであるため、今後、民設放課後児童クラブへの影響の検証を引き続き行い、必要な支援策の制度設計に取り組む。

3 さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針（案）

6 安全・安心な育成支援環境整備のための支援や国の動向への対応

素案から変更なし

- ・関係法令に定める基準に従い適切な**人員の配置**や**専用区画面積の確保**、**設備・備品等の整備**、**安全管理体制の構築**等に取り組む。
- ・放課後子ども居場所事業や放課後児童クラブで働く放課後児童支援員等の**人材確保**、**人材育成のための支援**を行う。
- ・国の動向を注視し、制度改正等に適切に対応していく。

7 待機児童の解消

素案から変更なし

放課後子ども居場所事業の導入と民設放課後児童クラブの整備・運営により、さいたま市総合振興計画実施計画の目標である令和8年4月の待機児童を150人まで減少させ、**令和10年4月に待機児童ゼロ**を達成することを目標とする。

8 その他

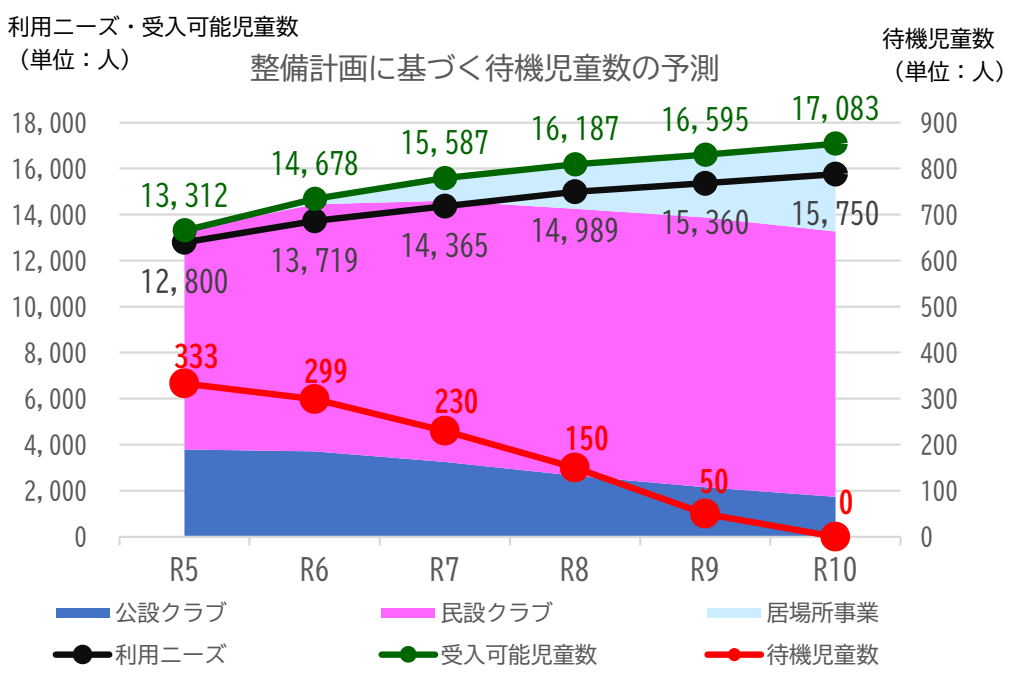
素案から変更なし

- ・各事業の実施にあたっては、子ども、保護者、事業者、関係機関等の意見を聴く機会を設け、それらの意見を勘案しながら、各事業を推進する。
- ・各事業の実施状況に応じて、適宜本方針の見直しを行う。

3 さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針（案）【別添資料】

9 令和10年度までの整備計画 整備学校区更新

放課後子ども居場所事業の導入と民設放課後児童クラブの整備・運営により、さいたま市総合振興計画実施計画の目標である令和8年4月の待機児童数を150人まで減少させ、令和10年4月に待機児童ゼロを達成することを目標とする。



	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
利用ニーズ	12,800	13,719	14,365	14,989	15,360	15,750
受入可能児童数	13,312	14,678	15,587	16,187	16,595	17,083
居場所事業	0	238	982	1,941	2,715	3,816
(施設数)	(0)	(4)	(13)	(25)	(36)	(48)
民設クラブ	9,519	10,739	11,356	11,596	11,730	11,535
(施設数)	(234)	(252)	(268)	(274)	(278)	(274)
公設クラブ	3,793	3,701	3,249	2,650	2,150	1,732
(施設数)	(74)	(70)	(62)	(52)	(42)	(36)
待機児童数	333	299	230	150	50	0

※上記の図表は、令和6年度に策定した第3期さいたま市子ども・青少年のびのび希望プランで記載した放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策に基づく推計数値のため、最新の利用ニーズ等に基づき毎年更新する下記の整備計画とは数値が異なる場合がある。
※学区によっては定員の弾力化や利用ニーズが受入可能児童数を下回っていることで、受入に余裕があるクラブがあるため、利用ニーズと受入可能児童数の差し引きと待機児童数は一致しない。

整備内容	令和8年4月1日導入
放課後子ども居場所事業	植竹小、芝川小、大砂土東小、大和田小、神田小、大久保小、上木崎小、本太小、文蔵小、三室小、大門小、西原小・・・12校
整備内容	令和7年4月2日～令和8年4月1日新規開設
民設放課後児童クラブ整備	指扇小、指扇北小、宮原小、大宮東小、島小、与野西北小、西浦和小、木崎小、仲町小、原山小、美園北小×2か所・・・12か所

4 今後のスケジュール

- 令和7年9月 さいたま市議会9月定例会
 - ・「さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針（案）」の報告
 - ・令和8年度放課後子ども居場所事業導入校決定（補正予算の議決）

- 令和7年12月 さいたま市議会12月定例会
 - ・令和9年度放課後子ども居場所事業導入候補校（案）の報告

- 令和8年1月 パブリック・コメントの実施（基本方針）

- 令和8年2月 さいたま市議会2月定例会
 - ・令和9年度放課後子ども居場所事業導入校決定（当初予算の議決）

- 令和8年3月 「さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針」策定